

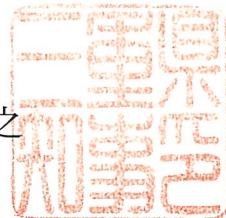
環生第 18-114 号

三重県環境審議会

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 5 条の 5 第 1 項の規定に基づく廃棄物処理計画の策定にあたり、法第 5 条の 5 第 3 項の規定に基づき貴審議会の意見を求める。

令和 6 年 12 月 26 日

三重県知事 一見 勝之



諮詢理由

本県では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第5条の5第1項の規定に基づき、令和3年3月に「三重県循環型社会形成推進計画」を策定し、令和3年度から令和7年度を計画期間として、循環型社会形成に向け廃棄物処理の安全・安心の確保を前提に、資源循環の取組を進めるため、さまざまな主体との連携を一層強化しつつ、循環関連産業の振興による経済発展と社会的課題（プラスチック対策、食品ロス対策）の解決の両立に向けた取組を推進してきました。

今回の諮詢は、現行の「三重県循環型社会形成推進計画」が令和7年度に終了し、令和8年度から令和12年度を計画期間とする次期計画を策定するにあたって、国の第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月閣議決定）において打ち出された「循環経済への移行」を見据え、資源の循環的利用や廃棄物処理における安全・安心を前提としつつ、産業振興による資源の効率的な利用促進や社会情勢の変化をふまえた取組の推進が必要であることから、法第5条の5第3項の規定に基づき貴審議会の意見を求めるものです。

三重県環境審議会 廃棄物部会委員

氏名	所属・役職
浮田 美里 うきた みさと	ローカル・ブルー・オーシャン・ビジョン推進事業 連携企業 (IX ホールディングス株式会社 経営企画本部)
岡島 賢治 おかじま けんじ	三重大学大学院生物資源学研究科 教授
小川 喜美子 おがわ きみこ	一般社団法人三重県産業廃棄物協会 (塩浜運送株式会社)
片野 宣之 かたの のりゆき	一般社団法人三重県清掃事業連合会 (有限会社三功)
金森 茂之 かなもり しげゆき	イオンリテール株式会社東海カンパニー
左路 有 さじ たもつ	三重県清掃協議会 (松阪市環境生活部清掃事業課)
田口 雅也 たぐち まさや	一般社団法人中部経済連合会 働き創造本部社会実装推進部
花嶋 溫子 はなしま あつこ	大阪産業大学デザイン工学部環境理工学科 准教授
松藤 賢一 まつふじ けんいち	三重県産業廃棄物対策推進協議会 (桑名金属工業株式会社)
水原 健介 みずはら けんすけ	環境省中部地方環境事務所

(50音順 敬称略)

三重県環境審議会条例（抄）

（設置）

第一条 環境基本法（平成五年法律第九十一号）第四十三条第一項の規定に基づく審議会
その他の合議制の機関として、三重県環境審議会（以下「審議会」という。）を置
き、その組織及び運営に関しては、同条第二項の規定に基づき、この条例の定める
ところに よる。

（組織）

第二条 審議会は、委員三十人以内で組織する。

（委員）

第三条 委員は、環境の保全に関し学識経験のある者、県議会の議員及び関係行政機関の
職員のうちから、知事が任命する。

2 学識経験のある者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の
委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第四条 審議会に、会長一人及び副会長二人を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の定めた順序
で、その職務を代理する。

（会議）

第五条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の二分の一以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数が決し、可否同数のときは、議長の決すると
ころによる。

（専門委員）

第六条 審議会に、環境の保全に関する専門の事項を調査させるため、専門委員を置くこ
とができる。

2 専門委員は、専門の学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

（部会）

第七条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属させる委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、その部会に所属する委員がこれを互選する。

4 部会長は、部会の会務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に所属する者のうちからあらかじめ部会長が指
名した者が、その職務を代理する。

（幹事）

第八条 審議会に、幹事若干名を置く。

2 幹事は、知事が指定する部内の職及び三重県教育委員会事務局の職にある者をもって充てる。

3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(庶務)

第九条 審議会の庶務は、環境生活部において処理する。

(雑則)

第十条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。